

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

2024年7月号 (Vol.10)

弁護士 岡田 淳 TEL. 03 5220 1821 <a href="mailto:atsushi.okada@mhm-global.com">atsushi.okada@mhm-global.com</a>	弁護士 蔦 大輔 TEL. 03 6266 8769 <a href="mailto:daisuke.tsuta@mhm-global.com">daisuke.tsuta@mhm-global.com</a>	弁護士 呂 佳叡 TEL. 03 6266 8995 <a href="mailto:kaei.ro@mhm-global.com">kaei.ro@mhm-global.com</a>
弁護士 輪千 浩平 TEL. 03 6266 8750 <a href="mailto:kohei.wachi@mhm-global.com">kohei.wachi@mhm-global.com</a>	弁護士 佐藤 真澄 TEL. 03 5293 4915 <a href="mailto:masumi.sato@mhm-global.com">masumi.sato@mhm-global.com</a>	弁護士 柳良 拓 TEL. 03 6266 8771 <a href="mailto:hiromu.nagira@mhm-global.com">hiromu.nagira@mhm-global.com</a>

1. 公正取引委員会：「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」の成立
2. 個人情報保護委員会：「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集
3. AIに関する政策アップデート
4. グローバル越境プライバシールール（CBPR）システムの稼働に向けた動きが進む
5. モビリティに関する政策・議論状況のアップデート

## 1. 公正取引委員会：「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」の成立

2024年6月12日に、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」が成立しました（令和6年法律58号）。これは、同年4月に公正取引委員会が法案を提出していたものです（概要については本レター [2024年5月号 \(Vol.9\)](#) をご参照ください）。

この法律の制定については、成立日に公正取引委員会が [プレスリリース](#) を出していますので、そちらもご参照ください。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日（2024年6月19日）から1年6ヶ月以内に施行されます。この法律は、セキュリティの確保等を図りつつ、競争環境を整備し、競争を通じてイノベーションを活性化することを目的としています。

## 2. 個人情報保護委員会：「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集

個人情報保護委員会では、2020年改正個人情報保護法附則10条の規定を踏まえ、「いわゆる3年ごと見直し」について有識者やステークホルダーからのヒアリング等を通じて検討を進めているところ、2024年6月26日には [中間整理](#) が公表され、同年7月29日まで [パブリックコメント](#) に付されています。中間整理では以下の事項が個別の検

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

討を要する事項として挙げられています。

- ① 生体データ等の要保護性が高い個人情報の取扱いに係る実効性ある規律
- ② 不適正な利用の禁止に関する法 19 条 1 項及び適正な取得に関する法 20 条 1 項の規律について、適用される範囲の具体化・類型化等
- ③ 確認義務の見直し等、オプトアウトによる第三者提供に関する規制の強化
- ④ 子どもの個人情報等に関する規律
- ⑤ 団体による差止請求制度や被害回復制度
- ⑥ 課徴金制度の導入や勧告・命令制度の迅速化・対象の拡大の強化
- ⑦ 刑事罰の対象や法定刑の適切性
- ⑧ 個人の権利利益侵害が発生するリスク等に応じた漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化
- ⑨ 違法な第三者提供についての報告義務及び本人通知義務の必要性や対象範囲
- ⑩ 生成 AI、医療機関等における研究活動等における本人同意を要しないデータ利活用等の在り方
- ⑪ PIA、個人データの取扱いに関する責任者の設置など民間における自主的な取組の促進

これらはあくまでも中間整理とされており、パブリックコメントで寄せられた意見やステークホルダーとの議論を踏まえて、検討項目の方向性を見直すことも想定されています。特に⑥課徴金、⑤団体による差止請求制度や被害回復制度については、事業者及び個人への影響が大きいことから、2024 年末までを目途に議論を深めていく予定とされており、2024 年 7 月 24 日には「[個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに関する検討会](#)」の設置も公表されました。

3 年ごと見直しについては、個人情報保護委員会公式サイトに[特設ページ](#)が設けられており、検討状況を確認することができます。

### 3. AI に関する政策アップデート

日本における AI に関する政策について、引き続き AI 戦略会議を中心に議論が続けられています。日本においては、これまで AI に関する包括的な規制法は導入されておらず、AI 事業者ガイドラインなどの公表を通じ、企業の自主的な取組を促進する非拘束的なソフトローによる対応が基本的に取りられてきました。しかし、2024 年 5 月に開催された AI 戦略会議においては、我が国においても健全な競争環境のためにはむしろ適切な規制が必要ではないか等の指摘も出てきたことを背景に、現在 AI がもたらす影響・リスクの高さに応じて、一定の範囲でハードローによる法規制を及ぼすことも含め、AI 制度の検討が進められているところです。今後の具体的な検討に向けては、2024 年 7 月 19 日、AI 戦略会議の下に「AI 制度研究会」を設置することも公表されました。

また、AI と知的財産権との関係については、2024 年 5 月に AI 時代の知的財産権検討会が公表した[中間とりまとめ](#)が注目を集めています。本中間とりまとめは、あくまで当

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

該検討会における議論を踏まえた考え方が示されたものであって、法的な拘束力は持つものではありません。著作権に関しては、2024年3月に文化審議会著作権分科会法制度小委員会から「AIと著作権に関する考え方について」が公表されておりましたが、本中間とりまとめは、著作権法以外の知的財産権法との関係も含めて、法的な考え方が整理されています。例えば、生成AIと商標法については、他人の登録商標又はそれと類似する商標が含まれるデータをAIに学習させる行為は、商標権の効力が及び指定商品・役務についての仕様に該当しないとして、商標権の効力が及び行為ではないと示しています。また、AIと特許法との関係では、2024年5月、東京地方裁判所民事第40部において、特許法に規定する発明者は自然人に限定されており、AIは含まれないとする判断を下しています。

AIを巡る法規制、法解釈は未だ不明確な部分が大きく残されていますが、新しい法制度やガイダンス、関係する裁判例について最新の動向を注視することが有用といえます。

#### 4. グローバル越境プライバシールール（CBPR）システムの稼働に向けた動きが進む

APEC越境プライバシールール（CBPR: Cross-Border Privacy Rules）システムの枠を超えたフレームワークであるグローバルCBPRシステムが、稼働に向けた動きを進めています。

APEC CBPRシステムは、APEC参加国・地域において活動する事業者に対し、APECが定める個人情報保護の枠組み（APECプライバシー・フレームワーク）への適合性を認証する制度として2011年に策定されました。APECの枠にとらわれず、より広範囲での個人データの円滑な越境移転を目的に、2022年に「グローバルCBPRフォーラム」（フォーラム）が設立され、APEC域外からも参加可能な枠組みとなりました。2024年4月には、グローバルCBPRシステムの稼働に必要な文書がフォーラムにより公表され、APEC域外からバミューダ、ドバイ、英国のプライバシー執行機関の参加も発表されています。

日本の個人情報保護法では、外国にある第三者に対して個人データを提供する場合であっても、当該第三者が個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置（相当措置）を継続的に講ずるために必要な体制を整備しているという要件を充たす場合には、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要がないとされています（個人情報保護法28条）。同法の[ガイドライン（外国にある第三者への提供編）](#)4-1及び4-3では、提供元の事業者がAPEC CBPRシステムの認証を取得しており、当該事業者が本人に対して負う義務が提供先の第三者において同様に履行されることが確保されている場合や提供先の外国にある第三者がAPEC CBPRシステムの認証を取得している場合には、この要件を充たすことが明記されています。

今後、グローバルCBPRシステムのさらなる広がりが注目されます。

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

## 5. モビリティに関する政策・議論状況のアップデート

## (1) ライドシェア関連

[本レター2024年1月号 \(Vol.7\)](#) 及び[本レター2024年3月号 \(Vol.8\)](#) でご紹介したとおり、地域交通の担い手不足や、移動の足の不足といった深刻な社会問題に対応するため、自家用有償旅客運送の制度改善や一部の地域や時間帯に限定して自家用車及び一般ドライバーを活用するいわゆる「日本版ライドシェア」などの施策が次々に実施されてきました。

2024年6月18日に公表された「[デジタル行財政改革 取りまとめ 2024](#)」においては、2024年上半旬に実施された施策についてまとめられた上、今後、「[地域の公共交通 通リ・デザイン実現会議とりまとめ](#)」（2024年5月17日）に沿って、多様な関係者の連携・協働により持続可能な地域交通の再構築を実現する方策を実行するとされています。

これらの実施された施策のうち、2024年4月から開始された日本版ライドシェアについては、さらに雨天時の移動需要に対応するため、2024年7月1日より、1時間5mm以上の降水量が予報される時間帯に日本版ライドシェアの車両の使用を可能とする、サービスのバージョンアップが実施されています<sup>1</sup>。

他方で、タクシー事業者以外の事業者がライドシェア事業に参入することを可能とする法整備（いわゆるライドシェアの全面解禁）については、日本版ライドシェアの効果検証を踏まえ、2024年6月に向けて議論を進めることとされていました。しかし、拙速に議論を進めるべきではないとの反対意見などもあり、政府の規制改革推進会議において、法整備の議論の時期について明確な期限を定めないこととされました<sup>2</sup>。

また、政府は、2024年7月2日、タクシー事業者以外の事業者のライドシェアへの参入について、「『運転手や車両の管理責任を負わない『プラットフォーム』が運営するライドシェア』も含めて、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用自動車の運転手のみが運送責任を負う形態の有償の旅客運送については、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があると考えており、導入すべきではないと考えている。」旨答弁し<sup>3</sup>、ライドシェアの全面解禁について慎重な姿勢を示しています。

## (2) 自動運転関連

2024年6月21日、デジタル社会推進会議のモビリティワーキンググループにおい

<sup>1</sup> [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03\\_hh\\_000432.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000432.html)

<sup>2</sup> 2024年5月15日に公表された「[交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会 中間とりまとめ](#)」においては、「令和5年から令和6年度初めにかけて実施された施策については、実現してからの期間が比較的短く、その効果を適正に評価することが可能な段階にはないものと考えられる。そのため、まずは、これらの施策の結果として、『移動の足』が充足されることとなったかという点を、丁寧に、十分な時間をかけて評価していく必要がある。」と述べられています。

<sup>3</sup> <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/213/toup/t213209.pdf>

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

て、「[モビリティ・ロードマップ 2024－新たなモビリティサービスの事業化に向けた基本的な考え方と施策－](#)」（本ロードマップ）が取りまとめられました。

本ロードマップでは、①統括的事業実証ステージ（2024年度）、②先行的事業化ステージ（2025～2026年度）、③本格的事業化ステージ（2027年度以降）の3つのステージごとに、「ビジネスモデルの確立」「技術の確立」「制度・ルールの確立」の各軸ごとに取り組むべき施策がまとめられています。

また、同日に閣議決定された「[経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～](#)」（骨太方針 2024）においては、一般道での自動運転について、2024年度に約100か所で計画・運行を行い、2025年度に全都道府県での通年運行の計画・実施を目指すとともに、2027年度に自動運転等の新たな技術を用いたサービスの本格的な事業化開始を目指し、専門事故調査体制を整備するなど、本ロードマップに即した取組を進めるとされています。

引き続き、本ロードマップで示された施策の動向を注視していく必要があります。